

西条市議会基本条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第8条）

第3章 議会と市民との関係（第9条—第12条）

第4章 議会と市長等との関係（第13条—第16条）

第5章 議会の機能強化（第17条—第24条）

第6章 補則（第25条）

附則

西条市は、穏やかな瀬戸内海を見下ろす西日本最高峰「石鎚山」の豊かな緑と清い水の恵みを受け、「人がつどい まちが輝く 快適環境実感都市」を将来像としたまちづくりを進めている。

西条市議会は、本市のまちづくりの基本理念に鑑み、市民の負託に応えるべく、先人が築き上げてきた歴史・文化、多様な地域資源などの特性を重視し、市域の課題の把握と市民の様々な意見の反映に努め、政策立案及び政策提言を積極的に行うとともに、議会活動の充実強化に取り組んできた。

今日、著しく変化する社会経済情勢の中で、二元代表制の一翼を担う議会が果たすべき役割は更に重要となっており、これまで積み重ねてきた議会の活性化に関する取組を確かなものとし、市長その他の執行機関と緊張関係を保ち、意思決定、行政監視、民意集約、政策提言などを通じて、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与しなければならない。

議会及び議員は、その使命、役割、責務を自覚しながら、崇高な政治倫理の下、市民からより一層信頼される議会を目指して取り組んでいくことを決意し、議会運営及び議員活動の基本となる事項を定める条例をここに制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、西条市議会（以下「議会」という。）及び西条市議会議員（以下「議員」という。）に係る基本的事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例の目的を定めており、本条で掲げた目的の達成のため、以下の条項で基本的な取組を示しています。

なお、条例とは、地方公共団体が自治立法権に基づき定める自主法であり、条例の制定・改廃は、原則として議会の議決により成立し、長の公布により効力が生じます。条例案の議会への提案権は、長だけでなく、議員や委員会にも与えられています。

(趣旨の尊重)

第2条 議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例の趣旨を十分に尊重するものとする。

【解説】

この条例は、議会の基本的事項を定める条例と位置付け、条例の目的や考え方が、議会に関する他の例規等に反映されなければなりません。また、議会及び議員に関する他の条例、規則及びその他の議会運営に関する規程を制定・改廃する場合においても、この条例の内容を尊重しなければならないことを明記しています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民を代表する議事機関としての議決責任を常に自覚し、公平性、透明性及び信頼性を重視し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努めること。
- (3) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）への監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能を能動的に十分発揮できるよう、不断の努力を行うこと。

2 円滑で市民に分かりやすい議会運営を行うため、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる西条市議会会議規則（平成16年西条市議会規則第1号）、西条市議会委員会条例（平成16年西条市条例第208号）及び西条市議会申し合わせ事項等を適宜又は継続的に見直すこととする。

【解説】

議会は、主権者である市民の視点に沿った活動を行うものとし、その責務を果たしていくために必要となる原則を明記しています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を通して、市政の論点、争点を分かりやすく明らかに

するよう努めること。

- (2) 市民の代表として、日常の調査活動及び自己研鑽を通して常に自らの資質の向上に努めること。
- (3) 議会の構成員として、議会機能の向上及び円滑かつ効率的な議会運営に努めるとともに、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の向上を目指すこと。

【解説】

議会の使命である議員間の自由な討議を行い、更に市民の意見を的確に把握しながら、市民の代表として行動すべき議員の活動原則を明記しています。

(議員の政治倫理)

第5条 議員は、市民の代表として、高い倫理観を持ち、品位を保持しなければならない。

【解説】

議員は、市民の代表者としてふさわしい倫理性を持ち、市民から疑惑を受けることのないようにすることを述べ、その品位と名誉を損なうことのないよう行動することを明記しています。

(議員定数及び議員報酬)

- 第6条** 議員定数は、西条市議会議員定数条例(平成20年西条市条例第1号)、議員報酬は、西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例(平成20年西条市条例第17号)にそれぞれ定めるところによる。
- 2 議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び類似団体との比較だけでなく、人口、面積、財政力及び市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して広く意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度等を活用するよう努めるものとする。
 - 3 議員定数及び議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109条第6項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員が明確な改正理由を付して提出するものとする。

【解説】

議員定数は、西条市議会議員定数条例で、議員報酬については、西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例で規定することを定めるとともに、議員の定数を、その時々々の社会経済情勢に応じた適正な数に改めようとするときや、議員報酬の額を改めようとするときは、市の財政状況のみに注目するのではなく、議会の権能を高めるという観点からも検討を加えるこ

ととし、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮し決定します。

また、市民の意見も十分に反映させるため、公聴会制度や参考人制度を十分に活用することを明記しています。

更に、議員定数及び議員報酬の条例改正案は、市民からの直接請求がなされた場合又は市長が提案した場合を除き、市民への説明責任を果たすため、改正理由を明らかにして委員会又は議員が提案することを明記しています。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。
- 3 会派は、議会運営及び政策立案等に関し必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【解説】

会派を「政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するもの」と位置付けるとともに、議員が会派を結成することができることを明記しています。

なお、会派及び会派代表者会議に関し必要な事項は、西条市議会会派及び会派代表者会議規程に基づくものとします。

(政務活動費)

第8条 政務活動費に関することは、西条市議会政務活動費の交付に関する条例（平成16年西条市条例第7号）で定めるところによる。

【解説】

西条市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、政務活動費の支給及び適正な執行、市民に対する透明性の確保に努めることを明記しています。

第3章 議会と市民との関係

(情報公開の推進)

第9条 議会は、市民に対して議会の活動に関する情報公開を行うとともに、情報の共有を推進し、説明責任を果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則公開するものとする。
- 3 議会は、西条市情報公開条例（平成16年西条市条例第11号）の実施機関として、議会活動に関する資料を原則公開するものとする。

【解説】

議会での議論や活動を明らかにするため、市民に対して審議資料等の積極的な公開とそれに対する説明責任があること。また、本会議や委員会は原則公開するものであり、西条市情報公開条例に基づく適切な対応とともに、議会の透明性の向上を図り、開かれた議会運営に努めることを明記しています。

（市民による政策提案）

- 第10条** 議会は、請願及び陳情（以下「請願等」という。）を市民からの政策提案として受け止め、適切かつ誠実にこれを審議又は審査するものとする。
- 2 議長及び委員長は、請願等の審議又は審査に当たり、必要に応じて請願等の提出者から意見を聴く機会を設けることができる。

【解説】

請願及び陳情は、市民から議会への単なるお願いではなく、議会への政策提案であると位置付け、提出者の意見を聴く機会を設けることができることを明記しています。

（広報広聴の充実）

- 第11条** 議会は、議案に対する審議経過及び各議員の賛否等を公表し、議会の活動を市民が的確に評価できるよう情報提供に努めるものとする。
- 2 議会は、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう、インターネットやホームページ、議会広報紙その他の多様な情報伝達手段を用いて、広報活動の充実に努めるものとする。
- 3 議会は、市民の意見を広く聴取し、議会活動に反映させるため、広聴活動に努めるものとする。

【解説】

市民に、議会と市政に理解と関心を高めていただけるよう、様々な方法により議会活動などをお知らせするとともに、市民の意見を聴取するための活動に取り組むことを明記しています。

なお、議会広報紙の編集及び発行については、西条市議会だより発行規程に基づくものとします。

（議会報告会）

- 第12条** 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般について、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。
- 2 議会報告会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

議会としての説明責任を果たし、市民との情報共有を図り、また、市民の

多様な意見・要望の把握に努めるため、議会報告会を開催することを明記しています。

なお、議会報告会に関し必要な事項は、議長が別に定めることとしています。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第13条 議会及び議員は、二元代表制に係る市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係の構築と保持に努めなければならない。

2 議員は、本会議における質問において、市政における論点及び争点を明確にするため、一問一答方式等で行うことができる。

3 議長又は委員長は、会議等における審議又は審査の充実を図るため、会議等の論点等を明確にする必要があると認めるときは、市長等に対して議員（委員会における委員を含む。）の発言の主旨に対する確認の機会を付与することができる。

【解説】

議会及び議員は、市長等と独立・対等の立場で、互いに尊重し、抑制・均衡を保ちながら、それぞれの特性を生かし、適切に役割を果たすため、緊張感のある関係の構築と保持に努めることを明記しています。

また、緊張関係の保持を図るための方途として、審議の論点の明確化を目的とした一問一答方式の採用、議員の発言内容に対する行政側の確認機会の付与について明記しています。

(議会審議における論点の形成)

第14条 議会は、市長等が提案する重要な政策について、論点を明確にし、深く審議を行うため、市長等に対して、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の背景
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 関係法令及び条例との整合性
- (7) 政策の実施に係る財源措置
- (8) 将来にわたる政策の効果及びコスト計算

2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定により、市長等に

対して施策別又は事業別の説明資料を求めることができる。

【解説】

市長等が提出する重要な政策に対しては、議会審議での論点を明確にし、充実した議論を行うため、明らかにするよう求める事項について明記しており、政策の背景や将来にわたる政策の効果、コスト計算までを求めることで、提出される政策の信頼性が高まると考えられます。

また、予算及び決算の審議においても充実した議論を行うため、前項に規定する事項の説明資料を求めることができることを明記しています。

(議決事件)

第15条 議会は、議決機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定により、積極的に議決事件の追加等を検討するものとする。

2 前項の議会の議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

議会の有する調査及び監視機能強化の一環として、地方自治法第96条第2項を根拠とする議会の議決事件の拡大について明記しています。

(政策提言)

第16条 議会は、政策立案機能の強化に努め、条例の制定、議案の修正及び決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対して積極的に政策提言を行うものとする。

2 議会は、前項の目的を達成するため、政策提言会を行うことができる。

【解説】

議会は、二元代表制の一翼を担う議事機関として、議決権・調査権・監査請求権・意見書提出権など、議会の有する政策提案及び政策提言機能を強化するため、条例提案等各種の手法により、議会独自で積極的に政策提案を行うことを明記しています。

なお、本条は、現在取り組んでいる「西条市議会会派等別政策提言懇談会」の更なる充実を目指すものです。

第5章 議会の機能強化

(委員会の活動)

第17条 委員会は、その特性を活かし、専門的かつ具体的な議論により議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を行うよう努めるものとする。

【解説】

委員会は、提出された議案の審査や所管事項の調査を行うことのほか、そ

れらを通じて政策的課題の調査・研究を行い、委員会としての政策提案を行っていくことを明記しています。

(議会改革の推進)

第18条 議会は、社会経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、この条例の理念に基づく議会の改革、活性化に取り組むものとする。

【解説】

社会情勢等の変化に応じた議会の改革、活性化に積極的に取り組む姿勢について明記しています。

(議員研修の充実)

第19条 議会は、議員の政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

【解説】

議員研修の充実・強化により、議員の資質の向上、議会の政策立案及び政策提言などの機能強化につなげることを明記しています。

(専門的知見の活用)

第20条 議会は、議案等の審査及び本市の事務に関する調査のため、必要に応じて法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を活用し、討議に反映させるものとする。

【解説】

議案等の審査や執行機関が行う事務に対して、学識経験者等の専門的な知識を有する者に調査を依頼し、その結果を踏まえ、議案等の審査や事務に関する調査に反映させることを明記しています。

(危機管理)

第21条 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、財産又は生活の平穏を守るため、市長等と協力し、危機管理に努めるものとする。

【解説】

議会としての危機管理意識の醸成について明記しています。

台風や自然災害のほか、近い将来発生が確実視されている南海トラフ巨大地震等の大規模災害時には、市民の生命、財産又は生活の平穏などを守るため、市長等と協力して危機管理に努めるものとします。

(交流及び連携の推進)

第22条 議会は、他の自治体の議会又は議員との間でまちづくりに関する政策及び議会運営等について意見交換するため、積極的に交流及び連携に努めるものとする。

【解説】

議会独自の都市間連携について明記しています。

(議会事務局)

第23条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、調査及び法務機能をはじめとする議会事務局の充実強化に努めるものとする。

【解説】

議会の政策形成能力の向上を図るためには、議会活動全般を支援する議会事務局の調査・政策法務等の能力を高め、その組織の体制を強化する必要性があることから、議会活動を支援する議会事務局の体制強化、調査機能の充実について明記しています。

なお、議会事務局に関し必要な事項は、西条市議会事務局設置条例及び処務規程に基づくものとします。

(議会図書室)

第24条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

【解説】

議員の調査・研究及び政策立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書及び資料等の充実について明記しています。

なお、議会図書室の管理・運営に関し必要な事項は、西条市議会図書室規程に基づくものとします。

第6章 補則

(見直し手続き)

第25条 議会は、議員の一般選挙後速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の規定による検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

社会経済情勢の変化等に対応した議会運営を行うため、この条例の目的が達成できているのか常に検証するとともに、議員の改選時等必要に応じて条

例の内容を検討し、見直し等を行うことを明記しています。

附 則

この条例は、平成29年2月1日から施行する。